

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

上記審査請求人から平成24年11月26日付けで提起された[REDACTED]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分庁がした本件処分は、これを取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求に至る経緯

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が遡及して受給した障害年金について、法第63条の規定に基づく返還額の決定に当たって、自立更生に必要な費用としてパソコンの購入に係る費用を控除するように処分庁に求めたところ、処分庁がこれを認めずに本件処分を行ったことを不服として、審査請求を提起した事案である。

2 請求人の主張

請求人の請求の趣旨は、処分庁がした本件処分の取消しを求めるもので、その理由は、次のとおりである。

- (1) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年

7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) (以下「取扱通知」という。) の処分庁の運用は間違いであり、自立更生に必要な費用としてパソコンの購入費を認めるべきである。

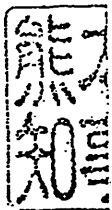
取扱通知においては、遡及して受給した年金収入の取扱いについて、原則として全額返還対象となることを示し、厳格に対応することを求めている。例外として、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談すること」を求め、その際、「真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」としている。

- (2) 請求人は、視力障害が進行し、平成24年3月、障害年金1級の受給権を得たものである。パソコンの購入については、障害年金受給決定通知が届いた同年7月上旬、処分庁の担当ケースワーカーに口頭で申し出ている。また、同年8月31日には要望書を送付し、同年9月7日に当該要望書に関して処分庁と懇談を行っている。
- (3) パソコンの購入は、請求人にとって、取扱通知の「自立更生のための真にやむを得ない理由」に該当する。パソコンを使用することで、社会参加を促し、行動範囲を広げ、生きがいを得ることができる。請求人は、平成24年10月から、パソコンの操作方法の習得のために点字図書館に通っている。
- (4) 処分庁からは、月額[]円の障害者加算を活用し、月賦でパソコンを購入できるのではないかと説明があった。しかし、月平均[]回の通院などをタクシーに頼らざるを得ず、タクシー代だけでも月額[]から[]万円の支出が必要であるため、パソコンの購入費を捻出することは困難である。
- (5) また、本件処分に当たり、処分庁が請求人に対して発した「生活保護法第63条に基づく費用返還について(通知)」(以下「本件通知」という。) においては、「相手方において十分認識し得る程度に」本件処分の理由が示されていない。

3 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 今回のパソコンの購入については、請求人からの要望書を受理し、処分庁において検討した結果、要望書に記載されている「障害者に関する様々な情報をインターネットから得る」ことにより、視覚障害者である請求人の日常生活における利便性の向上については、確かに理解を示すところではあるが、それが無いからといって直ちに日常生活に重大な支障を来すものであるとは考えにくく、また、自立更生を著しく阻害する真にやむを得ない事由はないものと判断した。
- (2) 請求人は、障害者加算の使用用途について、タクシーによる通院費等に



利用しているため、パソコンの購入には充てられないとの主張をしているが、処分庁は、請求人が通院の際にタクシーを利用していることを把握していないことから、本件処分の決定に対して、請求人の主張は、なんら理由はない。

また、請求人に対しては、保護のしおりを活用し、通院移送費の制度について周知を行っているが、タクシーによる通院について、請求人から相談等もなかった。

- (3) 本件通知については、処分の内容について十分に認識しうる程度の理由が示されており、理由付記の目的である「相手方に処分庁の判断について知らしめ、争訟提起の便宜を与えること」についても、本件処分に対する不服申立ての教示を本件通知において行い、請求人は、本件審査請求を処分庁の判断基準を認識したうえで提起していることから、本件通知における理由付記の目的は達成されており、行政手続上の瑕疵はないと主張する。

第2 審査庁の判断

1 認定事実

審査庁において調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 平成22年10月、請求人は、身体障害者手帳3級を取得した。
(2) 平成23年12月28日、処分庁の職員は、請求人に対して、
により障害年金を受給できる可能性があるため、確認しておくように指導した。
(3) 平成24年7月3日、請求人は、電話で処分庁に対し、障害年金を同年8月から受給できるかもしれないとの報告を行った。
(4) 平成24年7月5日、処分庁の職員は、請求人宅を訪問し、年金証書の写しを受理した。

処分庁の職員は、請求人に対して、今後、定期的に支払われる年金については、月ごとに収入認定を行うということ及び遡及して受給する年金については、法第63条の規定に基づき返還する必要があることを説明した。

- (5) 平成24年8月8日、処分庁は、取扱通知を受理した。
(6) 平成24年8月21日、請求人は、処分庁に障害年金を受領したと連絡した。同日、処分庁の職員は、請求人宅に家庭訪問を実施し、請求人から年金支払通知書の写しを受理した。

平成24年8月15日に受給した年金の内訳は、定期の受給額（6月及び7月分の年金）
円、遡及して受給した年金（4月及び5月分の年金）
円であった。

処分庁の職員は、請求人に対して、遡及して受給した年金
円については、法第63条に基づく返還の必要がある旨を請求人に対して説明した。

- (7) 平成24年9月3日、処分庁は、代理人
を通じて請求

人から「障害年金の返還金の使途に関する要望書」（以下「要望書」という。）を受理した。要望書には、パソコンの購入費を自立更生に必要な費用として認めて欲しい旨も記載されていた。

- (8) 平成24年9月7日、処分庁は、請求人から提出された資料及び要望書をもとに、法第63条に基づく費用返還について協議を実施した。

その結果は、次のとおりであった。

ア 取扱通知に基づき、原則全額を返還対象とする。

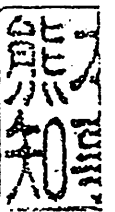
イ しかし、世帯の自立が著しく阻害される等真にやむを得ない理由がある場合は、処分庁の裁量で返還額からの控除が認められる。

ウ パソコンの購入費を控除するかについては、障害があることによる個別的な特別需要を補てんするために障害者加算制度もあり、また、要望書におけるパソコンの利用目的では、自立更生を著しく阻害するものであるとは認められない。

同日、協議結果を[]に説明したが再度検討するよう依頼があった。

- (9) 平成24年9月13日、処分庁は、[]から次のとおり技術的助言を受けた。

パソコンについて、保有の容認が認められていない物品ではなく、また、請求人に視力障害があることも認めるが、その事由のみをもって、請求人の要望書に記載されている「障害者に関する様々な情報をインターネットから得る」ことで具体的な自立助長につながるの判断できず、これがないと請求人の自立助長を著しく阻害するとはいえないため、パソコンの購入費を自立更生費として認めることはできない。



- (10) 平成24年10月1日、処分庁は、請求人が同年8月に遡及して受給した年金について、パソコンの購入費を自立更生に係る費用として認めないこととし、法第63条に基づく費用返還額を決定した。

2 判断

法第1条において、生活保護の目的は、「最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」とされており、法第4条第1項においては、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

そして、法第63条においては、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

これは、本来資力はあるが、これを直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が現実には活用できるよう

になった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、保護の実施機関が定めた額を被保護者に返還させようとするものである。

法第63条の趣旨に照らすと、返還額の決定に当たっては、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきこととされているが、当該保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、当該保護金品の金額から自立更生に必要な費用を控除して返還額を決定する取扱いが認められている。この取扱いにより遡及して受給した年金収入に係る自立更生費等を控除するときは、取扱通知2-(1)-イにおいて、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。

請求人は、1(1)のとおり平成22年10月に身体障害者手帳3級を取得し、1(6)のとおり平成24年4月には障害年金1級が認定され年金を受給するに至っている。請求人は、視力障害が進行し見え方が悪くなっており、そのため、点字図書館に通い社会参加に向けパソコン習得にも取り組んでいると主張している。

法は、生活保護の目的として自立助長を掲げている。このように、視覚障害を抱える請求人の行動はかなり制限されてくるものと考えられ、パソコンの操作方法を習得し、今後、その機能、視覚障がい者用のソフト等を活用してそれを補い、社会参加の機会も確保していくことは請求人にとっての自立につながると考えられる。

そして、請求人の視力障害が進行している事実を鑑みれば、早い段階でパソコンの操作方法を習得しなければより習得が困難になるであろうことは容易に理解でき、また、パソコンを取得しなければ習得の時間が限られてしまうことになる。このような請求人の状況を踏まえれば、パソコンの購入費について取扱通知2-(1)-イの「真にやむを得ない理由により控除する費用」として認めるに足る事情があると考えられるが、処分庁は、これらの点について十分に調査のうえ考慮して判断しているものとは認め難い。

したがって、処分庁の判断は、妥当性を欠くと言わざるを得ない。

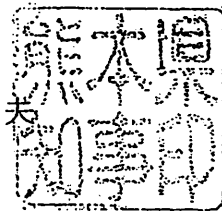
なお、請求人は、本件通知に記載されている本件処分の理由が不十分であると主張している。しかし、本件通知には返還理由及び返還額算定基礎が具体的に記されているところであるから、請求人の主張には理由がない。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。



平成25年7月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした処分庁の所属する[]を被告として（[]が被告の代表者となります。）本件処分の取消しの訴えを、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。